

第 1 7 回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 3 年 2 月 5 (金曜) 午後 1 時 3 0 分 開会		
	休憩 14:56-14:57		
	午後 2 時 5 8 分 閉会		
	休憩時間： 0 時間 0 1 分	会議時間： 1 時間 2 7 分	
会議場所	役場 3 階 委員会室		
出席委員 氏 名	委員長 立川 美穂	委員 梶澤 幸治	
	副委員長 渡辺洋一郎	委員 寺町 平一	
	委員 中田智恵子	委員 広瀬 重雄	
	委員 橋本 和仁	委員 常通 直人	議長 早苗 豊
説明員	住民生活課長	藤野 元成	
	生活環境係長	齋藤 和也	
参考人			
欠席委員 氏 名			
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	主査 上田 瑞紀	

『会議に付した事件と会議結果など』

1 開 会

委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

2 議 件

(1) 調査事項

ア 芽室町一般廃棄物処理基本計画（素案）の概要について

委員長：担当課から説明願う。

住民生活課長：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定により、市町村が区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることになっている。本町では、平成 2 3 年 3 月に策定し、平成 2 9 年 3 月に見直しを行っている芽室町ごみ処理基本計画と、平成 3 0 年 3 月に策定した芽室町生活排水処理基本計画を、廃棄物の種類に応じて別建てで計画策定を行っており、両計画とも令和 2 年度が計画期間の最終年度となっている。令和 3 年度以降の新たな期間で計画策定を進めてきたが、2 つの計画は同じ廃棄物の法律に基づく計画であることから、次期計画より芽室町一般廃棄物処理基本計画として統合することとした。

生活環境係長：資料 1 - 1、芽室町ごみ処理基本計画について。本計画は、4 つの章から構成し、計画の考え方をまとめた「基本的事項」、本町のごみ処理の状況や現在の計画の総括等をまとめた「ごみ処理の現状分析」、分析結果等を踏まえて、新計画の

考え方や取り組み内容をまとめた「ごみ処理の取組の方向性」、今後検討する「今後の検討事項」としている。なお、総合計画等、町の方針や目標値などを計画反映させられるよう、本計画は令和3年度から令和8年度までの6年間の計画としている。

第1章基本的事項について。本計画は、国がリデュース、リユース、リサイクル、いわゆる3Rの推進による循環型社会の構築を目指して方針等を定めてきたところであり、さらにプラスチック資源循環戦略の制定や食品ロス削減法などの施行などを行っている。本町でも国や道の法令等を踏まえながら、ごみ処理基本計画を策定して取り組んできたところであり、社会経済情勢等の変化も捉えながら、ごみなどを安定的かつ適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、循環型社会の実現を目指すことを目的に策定するもの。そして、本計画を進めるため、記載のとおりPDCAサイクルを構築し、マネジメントを繰り返しながら取組を実施する。

第2章ごみ処理の現状分析について。本町のごみ処理の現状について、資料1-3の本編では5ページから15ページにかけて、ごみ総排出量、資源ごみ、十勝管内市町村との比較を、グラフ等を使いながらまとめており、その結果から現在のごみ処理基本計画の目標達成状況について資料1-1で記載している。それぞれ令和2年度までの達成目標値に対する令和元年度実績での評価としており、結果としてはすべての指標において目標は未到達という結果になった。要因の分析から今後取り組むべき事項として、資源可能なごみの分別やごみそのものを削減するための理解と協力を得ることが必要と考えている。

第3章ごみ処理の取組の方向性について。第2章の結果や要因等を踏まえた今回の計画における基本理念を、自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全とした。この基本理念を進めるため、「再利用・再生利用に向けた考え方」や「町全体の連携体制の構築」を前提に、3つの基本方針に基づき施策の展開を体系化により事業を進めることとした。今回の計画では、3つの基本方針、それぞれに特に力を入れて取り組む重点取組事項を定め、これまでも取り組んでいる継続取組事項と併せて事業展開を図りながら、記載の目標値達成を目指していく。

第4章今後の検討事項について。現在、十勝圏複合事務組合で作業を進めている新中間処理施設整備の検討について、今後も様々な議論が進められていくこととなるため、これらの内容を踏まえながら次期計画に向けて検討・整備等を行うことを盛り込んでいる。

資料1-2生活排水処理計画の概要について。本計画は、3つの章で構成しており、計画の考え方をまとめた「基本的事項」、本町の生活排水処理の状況や現在の計画の総括等をまとめた「前計画の総括」、分析結果等を踏まえて、新計画の考え方や取り組み内容をまとめた「生活排水処理の取組の方向性」としている。

第1章基本的事項について。本計画は、ごみを除くし尿や浄化槽汚泥の処理等を中心に、生活排水の適正処理を推進する基本計画として策定するもの。

第2章前計画の総括について。本計画は平成28年度実績を基準値として令和2年度の達成目標を定めているが、令和元年度実績では97.4%の生活排水処理率となり、目標値には達成していない現状にある。人口減少に影響して処理人口が減

少しているものの、非水洗化率が大きく減少しておらず、結果として生活排水処理を行っている人口の割合が減少していない状況となっている。

第3章生活排水処理の取組の方向性について。まずは、公共下水道・合併処理浄化槽・農業集落排水処理の各事業により生活排水の適正処理を行い、生活環境の保全と公衆衛生を図ることが大前提と考えている。その中で、4つの方針に基づいて取組を進めていく。目標値としては現計画と同じ98.0%と定め、下記の施策の展開を行いながら目標値達成に向けていく考えである。

なお、本計画の策定においては、2回にわたり環境審議会委員からの意見をいただきながらまとめたところ。今後、本日の厚生文教常任委員会からの意見や、パブリックコメントによる町民の意見を反映させ、修正等を加えた最終内容を環境審議会へ諮問し、答申をいただき決定していく予定。

委員長：質疑を行う。

常通委員：資料1-1、ごみ処理基本計画の重点取組事項について。「色付き指定ごみ袋による収集体制の見直し」が令和6年度となっているが、住民の関心が高いことから前倒しで検討しては。

住民生活課長：重点取組事項としていつ何をするのか明確に定めた計画とした。結論を出すには長くかかることが想定され令和6年度とした。環境審議会では、分別の間違いが防げている、子どもにも浸透しているという肯定的な意見が多い。一方、最近転入された方やダメごみシールが貼られたごみの指導に行った先で、負担が大きいという声も聞かれる。同じリサイクルプラザに搬入している市町村は半透明ごみ袋で対応しているところが大半で、色付きごみ袋は本町のみ。住民の意見を広く聞かなくてはならず、課題として挙げたもの。

常通委員：令和6年度とすると、それまで何もしないと思われる。住民から様々な意見も出ており、検討を始めるのであれば、令和3年度としてもよいと考えるが。

生活環境係長：まずは町民から、色付きごみ袋を使っている現状や使った結果について意見をもらいたいという考えがある。また、ごみ収集事業者にとっては、色付きは収集しやすいといったメリットもあるので、それが変わるとどうなるのか、資源ごみの袋の作成を委託している柏の里めむろはどうなのかと、様々な関係者が絡んでいる。まずは令和4年度までは現状や考え方の整理、令和5年度は町の方向性の整理と、3年かけじっくり取り組み、令和6年度に本稼働というスケジュールを組んでいきたい。

常通委員：令和6年度までに取り組むということで理解した。口頭での説明より文章としてわかりやすく記載があると見やすい。誤解の無いように資料作りをしては。

生活環境係長：本計画としては、町民の方にも頑張っていただかなければならず、内容をしっかり浸透させる必要がある。現状や課題について、すまいる等を使ってわかるように進めていきたい。

渡辺委員：資料1-3、32ページ検討スケジュールについて。令和4年度から町民からの意見聴取など行われるようだが、令和3年度の予定がない。1年空ける理由は。

生活環境係長：町民から直接意見やホットボイスもいただいている。そういった意見踏まえ、令和3年度は現状分析や整理といった時間に使わせていただき、それをま

とめたものを令和4年度にアンケートや意見交換で進めていこうと考えている。

渡辺委員：町民の意見は今までもあり現時点でも分析できているのでは。令和3年度は現状分析から始めるということであれば、表に「現状分析」の項目を加えてスケジュール感がわかるように示してはいかがか。

生活環境係長：計画のスケジュールに盛り込ませていただく。令和3年度から令和5年度まで検討し、令和6年から本稼働という流れが見えるようにしていきたい。

梶澤委員：27ページ(2)資源物集団回収事業の推進について。現在約80団体が事業取り組んでいるが、過去に助成金を1円上げたことによる効果がどのくらいあったのか。

生活環境係長：助成金は令和元年度から1円上げ5円となっている。回収した全体量は、前年度から比べると下がっており、新聞雑誌類が該当するが電子書籍などの普及によるものと分析している。ただ段ボールや紙パックの回収量は上がっており、全体量では下がっているが、他の項目で上がっているものもあると考えれば、取り組み効果としてはあったのではないか。ただ、これをどう上げてくか課題として考えているので、今後の計画の中で進めていきたい。

梶澤委員：現状は80団体だが、多くの団体に取り組むことで町民の理解につながるという期待が持てる。具体的な数値目標の設定は考えているか。

生活環境係長：少年団や町内会の未加入者にも、資源回収の取組に協力いただきたいと考えている。数値目標としては、おおよそで、令和8年度までで7万3千キロを収量の増と見込んで取り組んでいきたい。

梶澤委員：助成金を令和元年度から1円上げて5円としたが、その周知ができていない町内会があるのでは。5円は資金源と考えると非常に大きいもの。周知、町民の認識をどのようにとらえているか。

生活環境係長：令和元年に、婦人会や老人会に声をかけていただきたいという内容で全町内会行政区に文書を送った。同様に関係団体にもお知らせしているところ。また、町内会連合会を通じて市街地にはこういった事業があると周知している。

梶澤委員：役員が変わることもある。定期的な周知が必要では。

生活環境係長：重点取組項目としており、周知の間を空けることなく、この事業を理解いただけるような内容で周知の方法を考えていきたい。

梶澤委員：34ページ不法投棄防止と環境美化活動について。5年前と比べて現状は。

生活環境係長：2017年度60件、2018年度48件、2019年度36件で減少してはいるが、ごみの散乱は見受けられる。不法投棄はこれからも減少させていかなければならないという認識でいる。

梶澤委員：市街地よりは農村地域が目立つ。看板やカメラの設置だけではなく、特に不法投棄がひどい場所での別な啓発対策を考えているか。

生活環境係長：同じようなところで不法投棄が続いている。北伏古では環境省の協力を得てカメラや看板を設置する取組を行っているが、環境的にカメラが設置できない場所もある。そういった場所には、適宜職員が巡回し、警察とも連携を取りながら対応している。芽室町だけの問題ではないため、先進事例も含め効果的な手法を考えていきたい。

梶澤委員：カメラ設置できないところにごみが捨てられている。誰が見てもわかるような思い切った改善が必要。国の協力を得て、今後も調査いただきたい。

生活環境係長：実際に今年、実名が確認できる不法投棄があり、警察に検挙いただいた事例もある。毅然とした対応を取りながら進めていきたい。

中田委員：33ページ、家庭ごみの分別マナーの状況について。不適切な分別に対する「ダメごみシール」。その指導シールの状況について伺いたい。

委員長：どういった状況か詳細を。

中田委員：頑張って分別したがシールが貼られてしまうと逆にやる気を失ってしまうという転入された方の声がある。やる気を起こさせるようにシールの内容を変える考えは。また、分別に対する指導はどのくらいあるのか。

生活環境係長：具体的な数値は持ち合わせない。シールが貼られたごみは2週間ごみステーションに留め置くことになっているため、地域から相談いただくこともある。そういった地域では、チラシを作り町内会の方と一緒に個別にお願いに回るという取組を行っている。転入者については、時間をかけて丁寧に説明しているところ。また、広報のエコナビ通信でごみの分別の仕方など情報発信している。今後様々なツールを加えていき、シールが貼られたごみが少なくなっていくことを期待したい。

中田委員：ペットボトルの分別ではキャップ1つ入っただけでも収集されない。ダメと言われるとやる気がそがれてしまう。意欲を喚起するようなシールにする考えが町にあるのか。

生活環境係長：シールの内容によりやる気を促す効果があるかはわからない。自治体によりごみ収集されるされないの度合いが違う話も聞く。ただ、なあなあにするとごみ収集が機能しなくなってしまう。リサイクルプラザでの分別率や資源化率が下がるといろんな悪影響も生じてくる。意欲を喚起するやり方と毅然として対応する部分をバランスを取りながら行っていきたい。

中田委員：35ページ、生ごみ堆肥化容器のコンポスト助成事業の現状について。助成申請の状況は。

生活環境係長：助成については、町ではなく生活環境推進会が行っており、令和2年度は20戸から申請をいただき助成している。これまでの実績では延べ2970戸。

中田委員：電動生ごみ処理機の助成を要望する声があるが検討されているか。

住民生活課長：有料化が始まった当初の平成15年に、数年間助成した経過がある。物自体が高価であるため助成額も多く設定できず、また電気料がかかることで本当に環境に良いのかという声もあり取りやめた。コンポストの需要は現在も継続的にあるため助成を続けていきたい。

広瀬委員：32ページその他の取組、色付きごみ袋の検討について。平成12年から14年にかけて議会から提案したもので町と協力し視察を行ったこともあった。中札内村も同様に行っていたが、記載では色付きごみ袋を採用しているのは芽室町のみとなっているがなぜか。また、転入者からの何種類もごみ袋がありわかりにくいという声があるのも理解するが、メリットも多くあったと思う。文言だけを見ると、色付きごみ袋を採用しているのは芽室町のみであるため他に合わせる、というように感じるが、「その他の取組」に色付きごみ袋の課題を挙げた理由は。

生活環境係長：様々な声があることは認識している。令和9年度に向けて新中間処理施設の整備も検討に入っており、そこも考えながらこういった方向性に進めていけばいいのか、今一度皆さんに問うて行きたいということで記載した。

広瀬委員：ごみ袋の印刷を団体に依頼して行っており、良い循環になっているため見直す必要はないと自分は思う。住民からの意見聴取は丁寧にやっていただきたい。また、町の方向が決まってから議会に説明するのではなく、決まる前に十分な意見交換をしていただきたい。

住民生活課長：色付きごみ袋の分別状況は非常に良いと管内でも評価が高く、担当としては問題がないと思っている。多くの方には定着しているが、負担感があるという意見もある。他市町村では色付きごみ袋を使わず分別して収集されており、この取組を続けていくべきか確認の意味も込め意見を聴いていきたい。アンケート結果や意見交換の内容を環境審議会や所管委員会に報告し、意見を伺いながら進めていきたい。

広瀬委員：負担感があるということだが、負担はあるが住民にやってもらわなければならない。コロナ禍の中、資源ごみ袋に使用済みマスクが入っていたり、ダメごみシールを貼らざるを得ない状況が今でも散見されている。生活する以上、不法投棄も含め、分別をしっかりと行いごみを減らすということを住民に協力いただかなければならない。住民の負担・協力をいただきたいという方向性を町として持つべきでは。

生活環境係長：クリーンめむろ環境基本計画では、環境を保つためには、町民・事業者・町の三者が協力して取り組まなければならないとしており、その具体的な取組が本ごみ処理基本計画ということになる。町民の皆さんにも協力、努力をしていただかなければならないということを、本計画の中に明記している。細かい分別の指導は丁寧に繰り返し行う必要があり、町民の方に御協力をいただけるような取組を進めていきたい。

橋本委員：35ページごみサポート事業の推進について。ごみステーションの管理は町内会や行政区が行っている。その都合でごみステーションが遠くに移動してしまうと、高齢者にとって特に冬場はごみを捨てに行けず家にたまってしまう。「ごみサポート事業の制度化も視野に入れながら」との記載だが早急に対応すべきでは。

生活環境係長：制度として明確に出している資料がないため「制度化」と記載したが、実際に平成24年頃からごみサポート事業を実施している。このサポート事業は、高齢者が地域や家族の支援を受けながら、皆でやっていただくというもの。ただ身内が遠くにいるなど様々な事情もあり、そういったサポートについては、今後は制度を明確に出し、取り組んでいく。

橋本委員：周知が重要と考えるが。

生活環境係長：この制度を広く周知していきたいという考えは持っている。ただ、自分で動ける高齢者が多く希望されるという懸念もある。そういったことから、ヘルパー事業所等と連携しながら、情報をうまく使って今実施しているところ。周知や活用方法については、十分に整理をしてオープンにしていきたい。

梶澤委員：環境審議会の委員について。令和2年度に改選があり一般公募を含め14人中女性が3人。ごみ問題については女性の考え方を反映していかなければなら

い。次期改選で女性枠を設けていただきたいと考えるが今回の改選では検討したか。
生活環境係長：一般公募された方4名中2名が女性である。関係機関にも推薦いただくが、そこに女性枠を設けてほしいとはなかなか言えない。ただ、その機関にも当然女性がおられるので情報等いただけると考えている。

梶澤委員：ごみを減らすという目的を考えるなら、男性にこだわる必要はない。目的を達成するのであれば女性の発想が重要であるので、要望してもいいのでは。

生活環境係長：環境審議会の女性委員に様々な意見をいただいた。女性を多く出してほしいという言い方ができるかはわからないが、そういういった意見があったことは庁内で協議の上、関係団体との話し合いの中でお伝えできればと考える。

梶澤委員：ごみに関する認識は年代や労働環境で違ってくるため、様々な立場の方から意見をもらうことが重要と考える。パブリックコメントだけではなかなか意見はもらえない。環境審議会に加わっていただくような、そういった仕組が重要と考えるが。

生活環境係長：33ページ「町民との対話の積極的な開催」に記載のとおり出前講座等の周知をしており、要望もある。世代等でごみの内容や出し方は違ってくる。対話を広く取れるような手法等を考えていきたい。

常通委員：資料1-2生活排水処理基本計画の第3章について。使用するのは住民だが、排水設備等ハード面は水道課が所管になる。他課との連携についてはどのような考えでいるか。

生活環境係長：この計画は、公共下水道を始め下水道関係が多く、水道課とも協議しながら計画の内容を整理してきている。生活環境係では浄化槽の様々な業務を所管しており、セットで下水道工務係が仕事をしている。現在も横の連携を取りながら取り組んでいるところ。これからも変わらずお互いに見える化をしながら進めていきたい。

常通委員：住民が困らないよう連携し、対応していただきたい。

生活環境係長：支障ないよう一層連携を強化しながら進めていきたい。

渡辺委員：現在のごみ処理基本計画は、10年間で10%ごみの発生抑制を計画しているが、令和3年度からの計画では、資料1-3の5ページにあるように過去10年間ごみの排出量を見ると、若干減ってはいるがほぼ横ばいの状況となっている。資料1-1第2章■今後取り組むべき事項に「資源化可能なごみの分別」との記載があるが、具体的な内容は。

生活環境係長：分別は可燃、不燃、資源と大きく3つのくくりになっている。可燃、不燃にまだ分けられるものがあるため、それを資源に回すことができれば、可燃、不燃そして最終処分する量が減っていく。また、分別ができていれば適正なところに持っていける。これが計画の全体像と考えており、更に取り組みを進めていきたい。

渡辺委員：資料1-3、8ページ表の可不燃ごみには、可燃・不燃両方が含まれているかと思うが、可燃ごみのうち生ごみの割合は。

生活環境係長：把握していない。

渡辺委員：生ごみだけ別の袋で集めて堆肥化している町もある。生ごみ用の袋を用意するとか、収集を別にするというような検討はされたのか。

住民生活課長：本町のごみ処理はくりりんセンターで行っている。やはりごみ処理については経済的な面、ダイオキシンの問題からも共同処理が有利であるということで参加しており、生ごみは燃やすごみとして収集している。現状では生ごみについては、コンポストや「3きり運動」使いきり・食べきり・水きりを中心に、減量化していく。帯広市は燃やすごみの重量で4、5割が生ごみと言っており、生ごみを乾燥させて減量を図るなど一人一人が取り組みればかなり大きな削減効果になると期待している。様々な取組方法のPRを重点事項として考えている。生ごみは燃やすごみという分類であるため別の袋を用意することは検討していない。

渡辺委員：生ごみこそ資源化でき、減量につながるのでは。検討していないのはなぜか。

生活環境係長：検討していないというわけではない。実際に管内の関係担当課長係長では、必ずその生ごみの処理について話題に上がる。ただ、実際的に行っている町の意見からは堆肥化の作業をしても使い道が難しい等と聞いている。くりりんセンターで何か方法があるかと検討もしてきたが、一括で行うことは難しいだろうと。そうすると各市町村の対応に委ねていくしかないという意見にまとまっているのが現状である。芽室町としては、色付きごみ袋で分別していただいている中、更に生ごみの分別をお願いするというのも、現状難しいと認識している。生ごみに対してコンポストの使用や乾燥させて量を減らしてもらうなど様々な工夫をしていただいたものを燃やすごみの袋に入れる、というのが芽室町の排出の取組と考え方である。

渡辺委員：くりりんセンターへの搬入量が減れば町の負担金も減る。帯広市の生ごみの割合は4、5割であるとの答弁であったが、今の半分ほどになるということ。であればコンポストだけではなく生ごみの分別を視野に入れ、今後検討していくことが必要ではないか。

住民生活課長：生ごみについては管内でも議論されており、今進めている新中間処理施設の整備の検討の中でも、組合として全体で処理していくほかないと議論してきた。施設を新たに作るということで、分担金など上がるのはわかっており、経済的にも現実難しく、生ごみは可燃で処理する施設という構想の内容で進んでいるところ。本町もコンポストなど家庭で行う処理を推奨しているが、町が収集してとなると、別な施設を整備する必要があるため、今の段階では難しいという考えである。将来、例えば簡易的に生ごみが分離化できるような大型の電動生ごみ処理機というものが技術的に可能になれば、町民に伺いながら取り組んでいきたいと考えている。

渡辺委員：19ページ前計画の取組状況の取組事項「効率的な収集方法の継続」について。主な取組に路上ステーション方式による収集とあるが、先日、帯広市では交通事故防止の観点から、路上などへの新規設置を抑制するという報道がされていたが、芽室町としてごみステーション設置の課題等はあるか。

生活環境係長：今後もステーション方式この形で載せていく。市街地では、今までネットしかなかったところの約200か所が令和元年度から折り畳みのサークルを使っており、大きなトラブルはない。軽いため扱いやすく使用する際は町民が開けており、収集後は事業者で畳んでいただいている。委託業者に協力いただきながらの取組であることから、今後も続けていきたいと考えている。また、地域の方にはきれい

に使っていただくなどお互いに協力が必要であるという認識である。

中田議員：30ページ食品ロスについて。生ごみの35%は食べることができる食品ロスと言われており、まだ食べられる食材が廃棄されている。食品ロスをいかに削減するかが重要であり、町として気運を高めて取り組む必要がある。町民の理解や協力が不可欠であるが普及啓発をどのように進めていくのか。

住民生活課長：国のデータでは、年間643万トンがロスに繋がっている。そのうち家庭系が45%を占めており大きな問題となっている。計画の最期に推進計画ということで策定すると盛り込んでいる。我々ごみ担当としては、生ごみをどう削減するかという目線になるが、食品ロスについてはそれだけではなく、例えば食育等食品事業者に御協力いただくなど、全体で取り組む必要があると考えている。計画の内容は先進自治体の事例を参考にしながら、本町でどんなことができるか、具体的な取組を整理する形になるが、何を目指していくかはっきりさせ進めていきたい。

中田委員：食品ロス削減に向けた取組を進めている事業者もあると聞いているが、その取組に対して、町ではどのような対応をしていくのか。

生活環境係長：具体的な対応はこれから検討していくが、削減するには事業者との連携が不可欠である。ほかに包装等様々な意味で業者等とかかわっていかねばならない。今後は商店会、商工会などどういったことができるのか話をしながら、取り組んでいかねばならない。これから、意見を聞く機会を作り具体化していきたいと考えている。

中田委員：可燃ごみである紙おむつも水分が多く含まれている。家庭系・事業系でどのくらい出ているか。

生活環境係長：すべて可燃ごみとして収集運搬しているので、可燃ごみの総量に含まれている。具体的な数値は持っていない。全国的に紙おむつの取組が出始めていることは認識しており、今後はそういった状況を踏まえ計画に含めていきたい。

委員長：議員間討議の必要はあるか。

(なし)

委員長：以上で調査事項「ア 芽室町一般廃棄物処理基本計画（素案）の概要について」を終了する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

2月17日午前9時30分。

(2) その他

委員長：ほか意見は。

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	0名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和3年2月5日

厚生文教常任委員会委員長 立川 美穂